

青少年を非行から守ろう

8月7日から大館補導センター開所

最近、中学生や高校生など、青少年の非行が増加し、その内容も暴行、傷害、恐かつのような暴力的な形をとるようになり、大きな社会問題になっています。学校という教育的環境の中にあるにもかかわらず学生が非行におちいるということはまことに憂うべきことだといわねばなりません。

大館警察署が管内でまとめた資料によると、今年1月から6月までに起きた非行少年の事犯件数は313件にもおよび、その内容も暴行傷害、せつ盗、飲酒、怠学などが多く、中には婦女に対するいたづら、というような大人でも驚くほどの非行がふえております。

大館市では、このような情勢に対して少年保護育成委員会や青少年問題協議会市の福祉事務所の児童係などが、警察署家庭裁判所と連絡をとりながら、少年の非行防止にあたってきましたが、この8月7日から開所することになりました大館少年補導センター（部垂町の城南保育

園の2階）を中心にして青少年を明るく育てあげるために積極的な活動することになりました。

青少年保護育成のための目標

1. 公德心の高揚

明るい社会をつくるために、家庭、学校、社会生活を通じて、青少年がすすんで社会公共のためにつくし、道義心と豊かな精神を養うようつとめて欲しい。

若い人から車中で座席をゆずられて、「ありがとう」といわない大人もあるようです。大人は良識のある社会人として自ら模範を示すようにつとめるべきだと思います。

2. 年少者の非行防止

最近の非行少年は、年齢が底くなり、集団化の傾向を示しております。

その原因も単一なものではなく、いろいろな原因が重なり合い複雑なものとなっております。各関係機関、団体、地域の人たちが力を合せて非行少年の早期発

見、指導、保護きよう正にとりくむ体制をつよめていくことが必要です。

家庭における子供のしつけの不当も大きな非行原因だともいわれておりますので、大人は、機会をとらえて、正しいしつけの技術を身につけるムードを地域全体に高めるようにして欲しいものです。非行を起こした青少年に対しては、その罰を憎み、人を憎まず、あたたかい愛情でつつんでやることは一番大切ではないでしょうか。

3. 勤労青少年の保護育成と教育社会の充実

産業経済機構の急速な変革期に於て、勤労青少年の福祉増進の重要性が大きくとりあげられてきました。

勤労青少年の余暇の確保、学習の場をつくること、自発的なグループ活動の育成など、地域の協力は必要なことですが、職場につながる問題が多いことですから事業主の理解を深めるようにすることが最もたいせつです。

行政相談員をご利用ください



相原 正氏



岡本フツ氏

国の行政などについて、不平や不満をもっている人達のために、行政管理局では行政苦情相談業務として昭和30年以來その苦情の受付と解決にあたっていますがこの制度の成果は各方面で高く評価されております。

大館市ではこの4月から相原正氏と岡本フツ氏の2人が行政管理局長官から委嘱されて、市内の皆様方から、行政上の苦情をお聞きし、その解決に努力していただいておりますから、お気軽にご相談にいらしてください。ご相談は一切無料となっておりますし、相談員が、ご相談を受けた内容を他人にもらすことは堅く禁じられておりますので、安心してご相談してください。

ご相談を受けられる範囲

国の行政機関の範囲と公社、公園、公庫、事業団のように国から特別の監督を受けている行政事務でも、国の委任や補助金などを受けておこなっている事務も含まれます。これらの苦情については、なんでもご相談に応じますが、大館市の固有事務や、民事、刑事に關係した問題はのぞかれます。

ご相談を受ける方

相原正氏 市内三丁目 電話 293
岡本フツ氏 市内桜町 電話 1348

クナシリ エトロ ケトウ 国後・択提両島は 千島列島ではありません

— 外務事務次官 通達 —

日本とソビエトの北方領土問題に関連して、北海道根室の北東につらなる国後・択提両島（やむを得ない場合を除き、漢字で表示すること）の2つの島は、「南千島」という名称で呼んでいる方もおるようですが、この国後、択提両島は、地図などでも、千島列島とは明確に区別して表示することがのぞましいという外務次官からの通知が7月15日、市役所にありました。

千島列島と区別する理由

日本は、サンフランシスコ平和条約によつて「千島列島」を放棄したが、日本では、この放棄した「千島列島」の範囲の中には、国後、択提両島の2つの島が含まれていないという立場をとっているからです。国後、択提両島を「南千島」と呼ぶことはあたかも日本がサンフランシスコ条約で放棄した「千島列島」の一部であるような印象をあたえ、色々の誤解をまねくおそれもあり、国後、択提両島の返還を要求している現在、この2つの島が「千島列島」には入らないということを市民の皆さんに知っていただきたいと思ひます。

8月の納税

県市民税第2期
国民健康保険税第1期

8月31日まで

8月1日から市内の各農業協同組合でも税金を取扱いますからご利用ください

国民年金をもらえる人の範囲がひろがる

— 国民年金法一部改正 —

(1) 内部障害者（結核や精神障害者の人など）も障害年金が受けられます。

※いままでの障害年金は、肢体不自由などの、いわゆる外部障害者だけしか受けられなかったのが、結核でねたきり（安静度1度～2度）の人や精神病の人（精神病質、神経症、精神薄弱を除く）のような内部障害者の人にも支給されることになりました。

(2) 所得制限がゆるめられました。

① 本人所得制限額が18万円から20万円になりました

※いままでは、福祉年金の受給権者に前年の所得が18万円以上ある方は年金をもらえなかったのが、この制限が、20万円に引き上げられることにきめられましたので、福祉年金の受給者の対象がひろがることとなります。

② 扶養義務者の所有制限がゆるめられました。

※いままで、福祉年金受給権者の扶養義務者に、税法上の扶養親族が5人あつて、年間の収入が60万円あれば、福祉年金は支給停止されていたのを、この支給停止の額が65万円に引き上げられました。

③ 公務扶助料などと福祉年金の併給制度が7万から8万円に引き上げられました

※いままでは、戦争で死亡した人の公務扶助料などをうけていた場合、その額を8万円まで引き上げるということです。（くわしいことや、疑問な点がありましたら年金係までお問い合わせください）